

# 兵庫県公報

令和8年3月17日 火曜日 第702号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 平成20年兵庫県告示第1134号（県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に規定する基本的な計画）の一部改正（計画課）	2
○ 兵庫県歯科医師国民健康保険組合の規約の変更認可（国保医療課）	3
○ 保安林の指定の解除予定（治山課）	3
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	3
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 道路の供用開始（同）	12
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課）	12
○ 平成25年兵庫県告示第534号（都市計画法施行条例に基づく指定区域等の指定等）の一部改正（同）	13
○ 平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部改正（会計課）	13
○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	14
<b>公 告</b>	
○ 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出（都市政策課）	15
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	15
○ 同 上（同）	16
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	20
<b>病院局公告</b>	
○ 落札者等の公示	21
○ 同 上	21
○ 同 上	21
○ 同 上	22
○ 同 上	22
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	23
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動、指定の取消し等の届出	27
○ 令和6年11月17日執行の兵庫県知事選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	28
○ 令和6年11月17日執行の兵庫県議会議員尼崎市選挙区補欠選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	35
○ 令和6年11月17日執行の兵庫県議会議員明石市選挙区補欠選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	42

## 教育委員会規則

○ 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	46
○ 兵庫県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則	48
<b>教育委員会告示</b>	
○ 兵庫県指定重要有形文化財の指定	48
○ 兵庫県指定史跡名勝天然記念物の指定	49
<b>公安委員会規則</b>	
○ 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	49
<b>正 誤</b>	
○ 令和8年2月24日付け兵庫県公報第696号中	50
○ 令和7年3月25日付け兵庫県公報第5号外中	50

**公布された法令のあらまし**

◎兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第4号）  
 県立高等学校の学科等の新設及び廃止に伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第5号）  
 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、学校運営協議会（以下「協議会」という。）が置かれている公立の義務教育諸学校等において、校長が協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めるものとされることに伴い、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第3の1号）  
 警察施設に関する業務をより一層推進するとともに、効率的な組織運営を図るため、所要の整備を行う。

**告 示**

**兵庫県告示第199号**  
 平成20年兵庫県告示第1134号（県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に規定する基本的な計画）の一部を次のように改正し、令和8年3月31日から施行する。  
 令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

本文中  
 「兵庫県環境基本計画  
 ひょうご教育創造プラン  
 ひょうご農林水産ビジョン  
 兵庫県健康づくり推進プラン  
 兵庫県スポーツ推進計画  
 まちづくり基本方針  
 ひょうご経済・雇用戦略  
 ひょうごインフラ整備基本方針  
 芸術文化振興ビジョン  
 ひょうご子ども・子育て未来プラン  
 兵庫男女共同参画計画  
 ひょうご多文化共生社会推進指針  
 兵庫県住生活基本計画  
 兵庫県国土利用計画  
 兵庫2030年の展望  
 」  
 を  
 「兵庫県環境基本計画

ひょうご教育創造プラン  
 ひょうご農林水産ビジョン  
 兵庫県健康づくり推進プラン  
 兵庫県スポーツ推進計画  
 まちづくり基本方針  
 ひょうご経済・雇用戦略  
 ひょうごインフラ整備基本方針  
 芸術文化振興ビジョン  
 ひょうご子ども・子育て未来プラン  
 兵庫県男女共同参画計画  
 ひょうご多文化共生社会推進指針  
 兵庫県住生活基本計画  
 国土利用計画（兵庫県計画）  
 兵庫2030年の展望  
 」  
 に改める。



**兵庫県告示第200号**

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第4項の規定により、兵庫県歯科医師国民健康保険組合の規約変更の届出を令和8年2月26日に受理した。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 変更事項  
 組合の事務所  
 変更前 神戸市中央区山本通5丁目7番18号 兵庫県歯科医師会館内  
 変更後 神戸市中央区山本通5丁目3番27号
- 2 変更年月日  
 令和7年8月31日



**兵庫県告示第201号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 解除予定保安林の所在場所  
 姫路市安富町瀬川字浦山516の77、516の79
- 2 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
 指定理由の消滅



**兵庫県告示第202号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
西播	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン 未満	1隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の1	4月1日から 10月20日まで				
	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業	別記1の2	4月1日から 11月20日まで				
	手繰第3種漁業 まんが網漁業	別記1の3	10月20日から 翌年4月30日 まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の4	4月1日から 12月31日まで				
		別記1の5	6月1日から 12月31日まで				
由良	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の6	周年	同上	同上	2隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の6	周年				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の7	1月1日から 3月31日まで				
		別記1の8	周年				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の8	12月1日から 翌年3月31日 まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の6	周年				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年3月17日から同年4月17日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
西播	別記3の1、3、4、5、6、7、8、9、10、11、15、16、17、18、19、20
由良	別記3の2、3、4、6、7、8、9、10、11、12、13、14、17、20

別記1 操業区域

- 1 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 3 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 4 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 5 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 南あわじ市潮崎から淡路市久留麻までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び南あわじ市論鶴羽山頂と同市黒岩川（通称、吉野川）を結んだ線の延長線以西の海面のうち和歌山県田倉崎と南あわじ市沼島南端を結んだ線及びその延長線以北の兵庫県海面を除く。
- 7 洲本市成ヶ島北端から淡路市久留麻までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び神戸市鉄拐山頂上と洲本市柏原山頂上を結んだ線以西の区域、淡路市摩耶山頂上和歌山県友ヶ島西端を結んだ線以西の区域を除く。
- 8 洲本市生石鼻から南あわじ市論鶴羽山頂上より同市黒岩川（通称、吉野川）尻を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 条件

- 1 次のカ、キ及びエを順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、上島を除く姫路市各島しょの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
  - ア たつの市地ノ唐荷島頂上
  - イ 赤穂市取揚島頂上
  - ウ 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点
  - エ 岡山県備前市鹿久居島東端
  - オ 岡山県備前市大多府島南端
  - カ オとアを結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点
  - キ ウとイとを結んだ直線の延長線とオとアとを結んだ直線との交差点
- 2 次の(1)と(3)とを結んだ直線と(2)、(6)、(7)、(8)、及び(5)を順次結んだ4直線との間における海域のうち兵庫県海面（以下「由良瀬戸禁止海面」という。）並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、沼島周辺においては、最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
  - (1) 洲本市成ヶ島北端
  - (2) 洲本市生石鼻突端
  - (3) 大阪府阪南市男里川河口左岸

- (4) 和歌山県和歌山市友ヶ島灯台中心点
- (5) 和歌山県海南市荒崎突端
- (6) (2)と(5)とを結んだ直線と洲本市における最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線との交差点
- (7) (2)から86度の線と(4)と(6)を結んだ直線との交差点
- (8) (7)から174度の線と(2)と(5)とを結んだ直線との交差点
- 3 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 4 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 5 たちうおを目的として操業してはならない。
- 6 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 7 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 8 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 9 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 10 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 11 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 12 大阪湾においては、張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 13 紀伊水道における手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、午後5時から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 14 大阪湾における板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 15 手木と張木が一体をなす構造にあつては、金属製手木を使用してはならない。
- 16 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 17 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 18 そろばんこぎ網漁業のそろばん網（そろばん玉を付けた沈子網）は1本とし、そろばん網以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。なお、そろばん網を弛ませて使用してはならない。
- 19 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

直径	本体中央部の肉厚	周縁部の肉厚
11センチメートル以下	1.5センチメートル以上	0.5センチメートル以上

- 20 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



**兵庫県告示第203号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業及び兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業 時期	推進機関の 馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
淡路市東浦	いわし・いかな ご船びき網漁業	別記1の1	周年	別記2	10トン 未滿	2隻	定めなし

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

(2) 機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業 時期	推進機関の 馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
西播	いわし・いかな ご船びき網漁業	別記1の2	周年	別記2	5トン 未滿	2隻	定めなし

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和8年3月17日から同年4月17日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

- 1 洲本市安乎町平安浦、淡路市里界から淡路市松帆・野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 高砂市、姫路市界と上島を結んだ線、上島から播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 午後3時から翌日午前4時までには操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



**兵庫県告示第204号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
岩屋	さより 船びき網漁業	別記1の1	周年	別記2	10トン 未満	2隻	別記3
		別記1の2	5月20日から 11月30日まで				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年3月17日から同年4月17日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記4に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

- 淡路市大磯川から同市松帆、野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 淡路市松帆、野島江崎界から同市野島藁浦大石に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

瀬戸内海機船船びき網漁業（漁業種類：いわし・いかなご船びき網漁業）の許可を受けた船舶を使用する者。ただし、現に許可を受けている者が、許可の有効期間の満了日到来のため、従前の許可の内容と同一の内容により改めて申請する場合は、この限りではない。

別記4 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 午後3時から午前4時までは操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



兵庫県告示第205号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を 営む者 の資格
西二見	あじ五智網漁業	別記の1	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	4隻	定めなし
育波	あじ五智網漁業	別記の2	6月1日から 11月30日まで	同上	同上	2隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年4月28日から同年5月29日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「あじを目的とする一本釣り、ひき縄漁業の操業を妨げてはならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

1 明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

2 淡路市野島江崎から室津に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「淡路市野島江崎から室津に至る地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。



**兵庫県告示第206号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
育波	建網漁業	別記の1	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
室津浦	同上	別記の2	同上	同上	同上	1隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年3月17日から同年4月17日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年12月31日までとする。

別記 操業区域

- 1 淡路市育波地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 淡路市室津地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



**兵庫県告示第207号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
播磨町 東播磨 高砂	いかかご 漁業	別記	4月15日から 7月10日まで	定めなし	定めなし	2隻	操業区域の 漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年3月17日から同年4月17日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和11年3月31日までとする。

別記 操業区域

次の点ウ、エ、オ、カ及びイを順次結んだ線並びにキ及びクを結んだ線と最大高潮時海岸線で囲まれた区域

ア 加古川市金沢町地先神戸製鋼所加古川製鉄所埋立地護岸南西角から護岸に沿い東へ500メートルの点

イ 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角から護岸に沿い東へ305メートルの点

ウ 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町界

エ ウから196度4,000メートルの点

オ アから204度2,430メートルの点

カ イから203度30分880メートルの点

キ 高砂市高砂町向島町向島公園東護岸南角の防波堤（導流堤）基部

ク キから84度の線と対岸との交点



兵庫県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年3月17日から供用を開始する。

その関係図面は、令和8年3月17日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 明石高砂線	高砂市高砂町字栄町71番11から 同市高砂町字栄町71番14まで	旧	11.0から 12.0まで	11.0	
		新	11.0から 23.0まで	11.0	



兵庫県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年3月17日か

ら供用を開始する。

その関係図面は、令和8年3月17日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 日影養父線	養父市八鹿町九鹿字馬瀬1289番1から 同市八鹿町九鹿字八木畷1213番1まで	旧	8.0から 16.0まで	99.0	
		新	11.0から 18.0まで	99.0	



**兵庫県告示第210号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、令和8年3月20日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年3月17日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 西宮豊中線	尼崎市御園一丁目330番から 同市東園田町二丁目58番まで	旧	14.0から 47.0まで	1,673.0	予定地
		新	14.0から 47.0まで	1,673.0	



**兵庫県告示第211号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項第2号の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民センター長から報告があった。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 被処分者
  - 商号又は名称 株式会社オーケイハウジング
  - 代表者氏名 古賀 治
  - 事務所所在地 神戸市西区白水二丁目6番1号1階
  - 免許証番号 兵庫県知事(2)第11963号
  - 免許年月日 令和4年11月6日
- 2 処分の内容
  - 令和8年3月23日から同年4月1日までの10日間の業務停止
- 3 業務停止の範囲
  - 宅地建物取引業に関する一切の業務

兵庫県告示第212号

平成25年兵庫県告示第534号（都市計画法施行条例に基づく指定区域等の指定等）の一部を次のように改正する。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

表を次のように改める。

名 称	区 域	環境の保全上支障がある予定建築物等の用途	指定及び認定年月日 (変更年月日)
南ヶ丘・桜ヶ丘地区	三木市宿原字開キ谷及び別所町小林字釜ヶ谷の各一部で別図に示す区域（別図は省略）	建築基準法別表第2（い）項に掲げる建築物の用途以外の用途及び同項第3号に掲げる共同住宅等の用途	平成25年3月29日 (令和8年3月17日)

兵庫県告示第213号

平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部を次のように改正する。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

表県民局及び県民センター出納員の款県税事務所管理課又は収税管理課分任出納員の項4中「地方税法第48条」を「地方税法第739条の5」に改め、同項7中「地方税法附則第29条の9に基づく」を削り、同項8中「前各項」を「1から7まで」に改め、「自動車取得税」を削り、同款県税事務所経理員の項3中「地方税法第48条」を「地方税法第739条の5」に改め、同項6中「地方税法附則第29条の9に基づく」を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

兵庫県告示第214号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和8年3月17日

北播磨県民局長 成田 徹一

- 重要調整池の所在地  
加西市越水町字辻井78番2
- 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
加西市	加西市北条町横尾1000番地	高橋晴彦

兵庫県告示第215号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和8年3月17日

北播磨県民局長 成田 徹一

- 1 重要調整池の所在地  
加西市中富町字落合429番14外3筆及び字鯉田532番16外1筆
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
加西市	加西市北条町横尾1000番地	高橋晴彦



**兵庫県告示第216号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和8年3月17日

北播磨県民局長 成田 徹一

- 1 重要調整池の所在地  
加西市殿原町字土ノ坪579番外8筆
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
加西市	加西市北条町横尾1000番地	高橋晴彦



**兵庫県告示第217号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和8年3月17日

北播磨県民局長 成田 徹一

- 1 重要調整池の所在地  
加西市繁昌町字新池野乙167番1外4筆
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
稲坂油圧機器株式会社	加東市高岡 880 番地	稲坂利文



**兵庫県告示第218号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤 元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R07中播位置 0004号	8.2.25	揖保郡太子町立岡字久保170番1の一部、 170番6の一部	6.00	42.58

公 告

**景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 名称 東海通商株式会社  
 代表者の氏名 代表取締役 三宅紀文  
 住所 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目5-7
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ビジネスホテル兵庫たつの 新築工事  
 所在地 たつの市龍野町堂本字上長堀38番10
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
 縦覧場所 兵庫県まちづくり部都市政策課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築2課  
 縦覧期間 令和8年3月17日から同月30日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先  
 提出期間 令和8年3月17日から同月30日まで  
 提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

については、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 エディオン塚口店  
 所在地 尼崎市塚口本町四丁目8番40号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エディオン	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保允誉
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エディオン	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保允誉
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和8年11月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 2,445平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
52台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
50台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
27平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
24.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 閉店時刻  
午前9時 午後9時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
入口2箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和8年2月26日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課
- (2) 縦覧期間  
令和8年3月17日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
令和8年7月17日
- (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

については、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル高砂曾根店  
所在地 高砂市曾根町字入喜濱2526番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	石橋亮太

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- | 名称  | 住所               | 代表者の氏名 |
|---|------------------|--------|
| 株式会社トライアルカンパニー                                  | 福岡市東区多の津一丁目12番2号 | 石橋 亮太  |
| 4 大規模小売店舗の新設をする日                                |                  |        |
| 令和8年11月4日                                       |                  |        |
| 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計                              |                  |        |
| 3,432平方メートル                                     |                  |        |
| 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項                           |                  |        |
| (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）      |                  |        |
| 161台  |                  |        |
| (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）      |                  |        |
| 48台   |                  |        |
| (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）     |                  |        |
| 163.2平方メートル                                     |                  |        |
| (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  |                  |        |
| 57.6立方メートル                                      |                  |        |
| 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項                         |                  |        |
| (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻               |                  |        |
| 開店時刻 閉店時刻                                       |                  |        |
| 午前0時 翌午前0時                                      |                  |        |
| (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯                        |                  |        |
| 午前0時から翌午前0時まで                                   |                  |        |
| (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。） |                  |        |
| 出入口2箇所  |                  |        |
| (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯                  |                  |        |
| 午前6時から午後10時まで                                   |                  |        |
| 8 届出年月日   |                  |        |
| 令和8年3月3日  |                  |        |
| 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間                         |                  |        |
| (1) 縦覧場所  |                  |        |
| 兵庫県まちづくり部都市計画課                                  |                  |        |
| (2) 縦覧期間  |                  |        |
| 令和8年3月17日から4月間                                  |                  |        |
| 10 意見書の提出期限及び提出先                                |                  |        |
| (1) 提出期限  |                  |        |
| 令和8年7月17日                                       |                  |        |
| (2) 提出先   |                  |        |
| 兵庫県まちづくり部都市計画課                                  |                  |        |
| 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号                    |                  |        |



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コストコホールセール尼崎倉庫店

所在地 尼崎市次屋三丁目13番

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
コストコホールセールジャパン株式会社	千葉県木更津市瓜倉361番地 (金田西2街区2画地)	ケリー・ライアン・ハント

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
コストコホールセールジャパン株式会社	千葉県木更津市瓜倉361番地 (金田西2街区2画地)	ケン・テリオ

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
コストコホールセールジャパン株式会社	千葉県木更津市瓜倉361番地 (金田西2街区2画地)	ケリー・ライアン・ハント

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
コストコホールセールジャパン株式会社	千葉県木更津市瓜倉361番地 (金田西2街区2画地)	ケン・テリオ

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
コストコホールセールジャパン株式会社	千葉県木更津市瓜倉361番地 (金田西2街区2画地)	ケリー・ライアン・ハント

4 変更年月日

令和7年11月30日

5 届出年月日

令和8年3月3日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年3月17日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年7月17日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 グリーンプラザべふ  
 所在地 加古川市別府町緑町2番地外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
多木化学株式会社	加古川市別府町緑町2番地	多木勝彦

 外1者
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
別府鉄道株式会社	加古川市別府町緑町8番地	大橋正

 外1者
    - イ 変更後
 

名称	住所	代表者の氏名
別府鉄道株式会社	加古川市別府町緑町8番地	野口一人

 外1者
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
株式会社くまざわ書店	東京都八王子市八日町1-11	熊沢真
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里1-7-7	石野孝司
	新高円寺ツインビル6F	
株式会社ネクサスエンタープライズ	大阪市中央区日本橋二丁目7-13	原本一正
	福永ビル2階A号室	

 外43者
    - イ 変更後
 

名称	住所	代表者の氏名
株式会社くまざわ書店	東京都八王子市八日町1-11	熊沢宏
ジーエット株式会社	東京都杉並区梅里1-7-7	石野孝司
	新高円寺ツインビル6F	
株式会社CARLO	大阪市中央区日本橋二丁目7-13	立花拓馬
	福永ビル2階A号室	

 外42者
- 4 変更年月日  
 令和8年2月2日外
- 5 届出年月日  
 令和8年3月3日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県まちづくり部都市計画課
  - (2) 縦覧期間  
 令和8年3月17日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 令和8年7月17日
  - (2) 提出先  
 兵庫県まちづくり部都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年3月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 

名 称	SUPER CENTER PLANT 淡路店	
所在地	淡路市志筑新島9番7	
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

名称	住所	代表者の氏名
株式会社PLANT	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1	三ツ田 泰 二
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
株式会社PLANT	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1	三ツ田 佳 史
    - イ 変更後
 

名称	住所	代表者の氏名
株式会社PLANT	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1	三ツ田 泰 二
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
株式会社PLANT	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1	三ツ田 佳 史
    - イ 変更後
 

名称	住所	代表者の氏名
株式会社PLANT	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1	三ツ田 泰 二
- 4 変更年月日
 

令和7年9月21日
- 5 届出年月日
 

令和8年3月2日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所
 

兵庫県まちづくり部都市計画課
  - (2) 縦覧期間
 

令和8年3月17日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限
 

令和8年7月17日
  - (2) 提出先
 

兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

病 院 局 公 告

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
 令和8年3月17日

兵庫県病院事業 契約担当者  
 兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
 ガンマカメラ装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
 兵庫県立はりま姫路総合医療センター 姫路市神屋町3丁目264番地
- 3 落札者を決定した日  
 令和8年2月20日
- 4 落札者の名称及び住所  
 株式会社たけびし 京都市右京区西京極豆田町29
- 5 落札金額  
 52,800,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
 令和8年1月26日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
 令和8年3月17日

兵庫県病院事業 契約担当者  
 兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
 生体情報モニタリングシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
 兵庫県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日  
 令和8年2月20日
- 4 落札者の名称及び住所  
 株式会社やよい阪神営業所 西宮市東鳴尾町1-3-24
- 5 落札金額  
 483,549,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
 令和8年1月23日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
 令和8年3月17日

兵庫県病院事業 契約担当者  
 県立西宮病院長 野 口 眞三郎

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
 兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)の清掃業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
兵庫県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日  
令和8年1月28日
- 4 落札者の名称及び住所  
日東グローブシップ・カスタディアル・サービス株式会社神戸支店 神戸市中央区三宮町3-7-6
- 5 落札金額  
180,730,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和7年12月16日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和8年3月17日

兵庫県病院事業 契約担当者  
県立加古川医療センター院長 田中宏和

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
県立加古川医療センター施設の総合施設管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課または県立病院等の名称及び所在地  
兵庫県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203
- 3 落札者を決定した日  
令和8年1月28日
- 4 落札者の名称及び住所  
日本管財株式会社 西宮市六湛寺町9-16
- 5 落札金額(税込)  
202,593,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和7年12月16日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和8年3月17日

兵庫県病院事業 契約担当者  
県立ひょうごこころの医療センター院長 青山慎介

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
兵庫県立ひょうごこころの医療センター施設の清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
兵庫県立ひょうごこころの医療センター 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3
- 3 落札者を決定した日  
令和8年1月28日
- 4 落札者の名称及び住所  
日東グローブシップ・カスタディアル・サービス株式会社神戸支店 神戸市中央区三宮町3-7-6
- 5 落札金額  
148,500,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和7年12月16日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

令和8年3月17日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田 秀一

1 政治団体の設立の届出

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党兵庫県南あわじ市第一支部	太田 康文	前田 直己	南あわじ市八木新庄448—2	令和7年12月1日

(2) その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
生駒宏武後援会	生駒 宏武	生駒 由香里	伊丹市昆陽東1—2—27—644号	令和7年12月26日
大路ひさし後援会	角口 美昭	角口 美昭	加古郡稲美町中村1471	令和7年12月12日
金谷英志後援会	兒玉 雅善	金谷 英志	佐用郡佐用町真宗491番地	令和7年12月11日
中村ちからサポーターズ	中村 力	中村 彩	神戸市垂水区五色山7丁目2—13 ガーデンハイム五色山203号	令和7年12月4日
西田豊和後援会	高田 満	西田 豊和	たつの市御津町釜屋459—3	令和7年12月8日
畑本ひでき後援会	大前 繁雄	畑本 圭子	西宮市新甲陽町5—19—405	令和7年12月17日
平岡きぬえ後援会	鍋島 裕文	平岡 きぬゑ	佐用郡佐用町下三河239番地2	令和7年12月10日
VOICE UP SUMOTO	古田 愛美	満山 瑞葵	洲本市本町8丁目8—15—203	令和7年12月1日
松森翔平後援会	松森 翔平	松森 翔平	高砂市西畑1丁目13番地1—105	令和7年12月4日

三木の暖かな未来を創る会	堀 元 子	細 田 英 一	三木市緑が丘町本町1—182	令和7年12月18日
山本なおひで後援会	山 本 直 英	圓 尾 周 平	たつの市揖保川町黍田28—1	令和7年12月11日

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
公明党参議院兵庫選挙区第1総支部	伊 藤 孝 江	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区八幡通4—1—6	令和7年12月1日
			旧	神戸市中央区多聞通3—3—16 甲南第1ビル812	
公明党参議院兵庫選挙区第2総支部	高 橋 光 男	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区八幡通4—1—6	令和7年9月22日
			旧	神戸市中央区多聞通3—3—16—1102	
参政党兵庫第5支部	中 井 直 孝	主たる事務所の所在地	新	豊岡市城南町16—8	令和7年12月1日
			旧	三田市あかしあ台5—29—D—306	
		代表者の氏名	新	中 井 直 孝	
			旧	浅 田 善 忠	
参政党兵庫第2支部	円満堂 修 治	代表者の氏名	新	円満堂 修 治	令和7年12月12日
			旧	中 市 豊	
自由民主党西宮支部	坂 上 明	代表者の氏名	新	坂 上 明	令和7年12月9日
			旧	田 中 正 剛	
自由民主党兵庫県土地改良支部	井 上 英 俊	主たる事務所の所在地	新	神戸市垂水区狩口台7—6—3—603	令和5年4月19日
			旧	神戸市西区美賀多台4—14—13	

(2) その他の政治団体

団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
今、明日、未来の会	飯田真緒	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区下山手通4丁目6-10 成発モリハイツ201	令和7年11月25日
			旧	神戸市西区前開南町2-12-15 ルームズ学園北町507号室	
		国会議員関係政治団体の区分	新	国会議員関係政治団体以外の政治団体	
			旧	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	
小原健一を支援する会	小原八重子	主たる事務所の所在地	新	加古郡播磨町西野添3丁目20番4号105号室	令和7年12月17日
			旧	加古郡播磨町北野添2-10-10	
川西の将来を考える会	川北将	会計責任者の氏名	新	川北将	令和7年12月10日
			旧	下仲康之	
幸福実現党神戸東六甲後援会	吉島正博	主たる事務所の所在地	新	神戸市灘区六甲台町10-9-605	令和7年11月30日
			旧	神戸市灘区友田町4丁目2-27 エスリード六甲202	
税理士による伊藤たかえ後援会	宮本典子	主たる事務所の所在地	新	尼崎市水堂町2-35-11	令和7年12月13日
			旧	神戸市東灘区北青木2丁目6番4-204号	
		代表者の氏名	新	宮本典子	
			旧	垣見芳正	
		会計責任者の氏名	新	宮本典子	
			旧	垣見芳正	
田中正剛を支える会	東久仁夫	会計責任者の氏名	新	田中正剛	令和7年12月11日
			旧	松本吉弘	
たぶち和彦後援会	梨本光雄	会計責任者の氏名	新	田渕あり紗	令和7年12月2日
			旧	田渕和彦	

とものつくる豊岡 みらいの会	山田 多恵子	主たる事務所の 所在地	新	豊岡市中陰560番地の3	令和7年3月14日
			旧	豊岡市下陰398—3	
西宮ジャンプアッ プ戦略	八木 良 憲	会計責任者の 氏名	新	田 中 正 子	令和7年12月11日
			旧	松 本 吉 弘	
兵庫民社	川 内 清 尚	国会議員関係 政治団体の区 分	新	法第十九条の七第一項第 三号に係る国会議員関係 政治団体	令和7年10月1日
			旧	国会議員関係政治団体以 外の政治団体	
みらいの風	堀 井 健 智	主たる事務所の 所在地	新	加古川市加古川町美乃利 143—1 エバーシャイン 203号	令和7年12月10日
			旧	加古川市加古川町中津569 —2—105	
森脇裕和後援会	森 脇 裕 和	会計責任者の 氏名	新	森 脇 裕 和	令和7年12月1日
			旧	寺 本 敏 晴	

3 政治団体の解散の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
国民民主党神戸市北区支部	向 山 好 一	令和7年11月30日
国民民主党兵庫県参議院選挙区第1総支部	多 田 ひとみ	令和7年12月10日
日本維新の会参議院兵庫県選挙区第1支部	吉 平 敏 孝	令和7年12月16日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
大路ひさし後援会	大 路 美 郎	令和6年12月31日
三木の暖かな未来を創る会	堀 元 子	令和6年12月31日
芦田竹彦後援会	芦 田 竹 彦	令和7年12月15日
岡崎ふみのり後援会	森 口 眞 良	令和7年12月15日
長船よしひろ後援会	長 船 哲 士	令和7年11月20日
川口まさる後援会	川 口 賢	令和7年12月15日
新生佐用をつくる会	谷 本 学	令和7年12月15日
竹内敬一郎後援会	竹 内 敬 一 郎	令和7年12月15日
富田昭市後援会	富 田 昭 市	令和7年12月16日

西谷高弘後援会	西谷高弘	令和7年12月19日
日本と姫路の未来を考える会	清瀬博文	令和7年12月22日
開康生後援会	開康生	令和7年12月16日
ふじうら研司後援会	城戸攻	令和7年12月18日
ほりけん後援会	掘井健智	令和7年12月10日
前迫直美後援会	前迫直美	令和7年12月18日



**兵庫県選挙管理委員会告示第29号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動、指定の取消しの届出があった。

令和8年3月17日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田秀一

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
中村力	神戸市議員	中村ちからサポーターズ	神戸市垂水区五色山7丁目2-13 ガーデンハイム五色山203号	令和7年12月1日
福嶋健太	神戸市議員	神戸みらい共創会	神戸市東灘区甲南町1丁目2-4-303	令和7年12月15日
松森翔平	高砂市議員	松森翔平後援会	高砂市西畑1丁目13番地1-105	令和7年12月1日

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	異動年月日
井川弘光	井川弘光後援会	主たる事務所の所在地	新 神戸市垂水区清玄町30番-1	令和7年12月1日
			旧 神戸市垂水区小東山6丁目7番地の8	
掘井健智	みらいの風	主たる事務所の所在地	新 加古川市加古川町美乃利143-1 エバーシャイン203号	令和7年12月10日
			旧 加古川市加古川町中津569-2-105	

3 資金管理団体の指定の取消し等の届出

法第19条第3項第1号による資金管理団体の指定の取消しの届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
芦田竹彦	芦田竹彦後援会	令和7年12月15日
飯田真緒	今、明日、未来の会	令和7年11月25日
岩本博吉	岩本ひろよし後援会	令和6年3月12日
竹内敬一郎	竹内敬一郎後援会	令和7年12月15日
富田昭市	富田昭市後援会	令和7年12月16日
西谷高弘	西谷高弘後援会	令和7年12月19日
開康生	開康生後援会	令和7年12月16日
前迫直美	前迫直美後援会	令和7年12月16日



兵庫県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により、令和6年11月17日執行の兵庫県知事選挙に係る各候補者の出納責任者から、選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第192条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

令和8年3月17日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田秀一

- 1 選挙の種類 令和6年11月17日執行 兵庫県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

55,746,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	清水貴之	所属党派	無所属	期間 令和6年10月13日から 11月26日まで 第1回分
出納責任者氏名	小濱丈弥			

収 入

主たる寄附		0円
その他の寄附	1件	10,000円
その他の収入	1件	10,100,000円
今回計		10,110,000円
総計		10,110,000円

支 出

人件費	510,000円
家屋費	680,833円
選挙事務所費	680,833円
集会会場費	0円
通信費	85,270円
交通費	156,581円
印刷費	2,558,400円
広告費	2,260,500円
文具費	8,404円
食糧費	159,678円
休泊費	15,000円

雑費	5,634,988円
今回計	12,069,654円
総計	12,069,654円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	1,499,900円
	ポスターの作成	1,058,500円
	計	2,558,400円

報告書受理年月日	令和6年12月2日 第1回報告分
----------	------------------



候補者氏名	清水 貴之	所属党派	無所属	期間 令和6年11月27日から 11月27日まで 第2回分
出納責任者氏名	小濱 丈弥			

収 入		支 出	
主たる寄附	0円	人件費	0円
その他の寄附	0円	家屋費	0円
その他の収入	0円	選挙事務所費	0円
今回計	0円	集合会場費	0円
前回計	10,110,000円	通信費	0円
総計	10,110,000円	交通費	0円
		印刷費	0円
		広告費	413,600円
		文具費	0円
		食糧費	0円
		休泊費	0円
		雑費	116,367円
		今回計	529,967円
		前回計	12,069,654円
		総計	12,599,621円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和6年12月4日 第2回報告分
----------	------------------



候補者氏名	清水 貴之	所属党派	無所属	期間	令和6年11月28日から 12月6日まで	第3回分
出納責任者氏名	小濱 丈弥					

収 入

主たる寄附		0円
その他の寄附		0円
その他の収入	1件	9,080,000円
今回計		9,080,000円
前回計		10,110,000円
総計		19,190,000円

支 出

人件費	0円
家屋費	0円
選挙事務所費	0円
集会会場費	0円
通信費	0円
交通費	0円
印刷費	0円
広告費	9,027,592円
文具費	0円
食糧費	0円
休泊費	0円
雑費	39,985円
今回計	9,067,577円
前回計	12,599,621円
総計	21,667,198円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和6年12月6日 第3回報告分
----------	------------------



候補者氏名	稲村 和美	所属党派	無所属	期間	令和6年10月21日から 11月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	稲村 章美					

収 入

主たる寄附		5,970,000円
(氏名団体名)	(職業)	(寄附額)
ともにつくる兵庫みらいの会		5,970,000円
その他の寄附		0円
その他の収入		0円
今回計		5,970,000円
総計		5,970,000円

支 出

人件費	1,027,700円
家屋費	170,000円
選挙事務所費	170,000円
集会会場費	0円
通信費	24,894円
交通費	182,815円
印刷費	4,490,360円
広告費	2,773,480円
文具費	0円

食糧費	130,308円
休泊費	80,000円
雑費	11,036円
今回計	8,890,593円
総計	8,890,593円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	1,484,000円
	ポスターの作成	1,898,000円
	計	3,382,000円

報告書受理年月日	令和6年11月30日	第1回報告分
----------	------------	--------



候補者氏名	稲村和美	所属党派	無所属	期間 令和6年11月28日から 11月28日まで 第2回分
出納責任者氏名	稲村章美			

収 入		支 出	
主たる寄附	0円	人件費	105,000円
その他の寄附	0円	家屋費	0円
その他の収入	0円	選挙事務所費	0円
今回計	0円	集合会場費	0円
前回計	5,970,000円	通信費	0円
総計	5,970,000円	交通費	0円
		印刷費	0円
		広告費	0円
		文具費	0円
		食糧費	0円
		休泊費	0円
		雑費	0円
		今回計	105,000円
		前回計	8,890,593円
		総計	8,995,593円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和6年12月3日	第2回報告分
----------	-----------	--------



候補者氏名	齋藤元彦	所属党派	無所属	期間	令和6年10月11日から 11月28日まで	第1回分
出納責任者氏名	齋藤静夫					

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	21,300,000円 (寄附額)	人件費		1,000,000円
ひょうごを前に進 める会		15,000,000円	家屋費		800,295円
さいとう元彦後援 会		6,300,000円	選挙事務所費		786,876円
その他の寄附		0円	集合会場費		13,419円
その他の収入		0円	通信費		37,971円
今回計		21,300,000円	交通費		257,763円
総計		21,300,000円	印刷費		2,604,210円
			広告費		3,755,812円
			文具費		27,946円
			食糧費		226,699円
			休泊費		30,000円
			雑費		14,960,271円
			今回計		23,700,967円
			総計		23,700,967円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	1,502,550円
	ポスターの作成	985,500円
	計	2,488,050円

報告書受理年月日	令和6年12月2日	第1回報告分
----------	-----------	--------



候補者氏名	齋藤元彦	所属党派	無所属	期間	令和6年12月23日から 12月23日まで	第2回分
出納責任者氏名	齋藤静夫					

収 入			支 出		
主たる寄附		0円	人件費		0円
その他の寄附		0円	家屋費		0円
その他の収入		0円	選挙事務所費		0円
今回計		0円	集合会場費		0円
前回計		21,300,000円	通信費		0円
総計		21,300,000円	交通費		0円
			印刷費		0円
			広告費		0円
			文具費		0円
			食糧費		0円
			休泊費		0円
			雑費		6,749円

今 回 計	6,749円
前 回 計	23,700,967円
総 計	23,707,716円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令 和 6 年 12 月 27 日	第 2 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------



候補者氏名	大 澤 芳 清	所属党派	無 所 属	期間 令和6年10月25日から 11月29日まで	第1回分
出納責任者氏名	仁 田 勝 大				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	4,848,207円 (寄附額)	人 件 費		0円
憲法が輝く兵庫県 政をつくる会		4,848,207円	家 屋 費		214,958円
その他の寄附	2件	30,000円	選挙事務所費		108,500円
その他の収入		0円	集合会場費		106,458円
今 回 計		4,878,207円	通 信 費		17,000円
総 計		4,878,207円	交 通 費		0円
			印 刷 費		2,957,900円
			広 告 費		1,675,817円
			文 具 費		8,500円
			食 糧 費		0円
			休 泊 費		0円
			雑 費		4,032円
			今 回 計		4,878,207円
			総 計		4,878,207円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令 和 6 年 11 月 30 日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------



候補者氏名	福本 繁幸	所属党派	無所属	期間	令和6年10月1日から 11月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	福本 繁幸					

収 入			支 出		
主たる寄附		0円	人件費		0円
その他の寄附		0円	家屋費		0円
その他の収入	1件	100,000円	選挙事務所費		0円
今回計		100,000円	集合会場費		0円
総計		100,000円	通信費		0円
			交通費		0円
			印刷費		43,550円
			広告費		0円
			文具費		0円
			食糧費		0円
			休泊費		0円
			雑費		0円
			今回計		43,550円
			総計		43,550円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和6年11月20日	第1回報告分
----------	------------	--------



候補者氏名	立花 孝志	所属党派	無所属	期間	令和6年10月31日から 11月22日まで	第1回分
出納責任者氏名	立花 孝志					

収 入			支 出		
主たる寄附		0円	人件費		0円
その他の寄附		0円	家屋費		0円
その他の収入	1件	530,558円	選挙事務所費		0円
今回計		530,558円	集合会場費		0円
総計		530,558円	通信費		0円
			交通費		0円
			印刷費		519,640円
			広告費		1,100円
			文具費		0円
			食糧費		0円

休 泊 費	0円
雑 費	9,818円
今 回 計	530,558円
総 計	530,558円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令 和 6 年 11 月 27 日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------

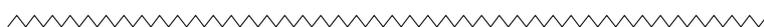


候補者氏名	木 島 洋 嗣	所属党派	無 所 属	期間 令和6年10月31日から 11月16日まで 第1回分
出納責任者氏名	木 島 洋 嗣			

収 入			支 出		
主たる寄附		0円	人 件 費		0円
その他の寄附		0円	家 屋 費		0円
その他の収入	1 件	327,800円	選挙事務所費		0円
今 回 計		327,800円	集合会場費		0円
総 計		327,800円	通 信 費		0円
			交 通 費		0円
			印 刷 費		305,800円
			広 告 費		22,000円
			文 具 費		0円
			食 糧 費		0円
			休 泊 費		0円
			雑 費		0円
			今 回 計		327,800円
			総 計		327,800円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令 和 6 年 11 月 19 日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------



兵庫県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により、令和6年11月17日執行の兵庫県議会議員

尼崎市選挙区補欠選挙に係る各候補者の出納責任者から、選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第192条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

令和8年3月17日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田 秀一

- 1 選挙の種類 令和6年11月17日執行 兵庫県議会議員尼崎市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

8,444,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	村上 亮三	所属党派	日本共産党	期間 令和6年11月5日から 11月18日まで 第1回分
出納責任者氏名	流 目 茂			

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏名団体名) (職業)	469,455円 (寄附額)	人 件 費	0円
日本共産党尼崎地 区委員会	469,455円	家 屋 費	31,500円
その他の寄附	0円	選挙事務所費	31,500円
その他の収入	0円	集合会場費	0円
今 回 計	469,455円	通 信 費	2,700円
総 計	469,455円	交 通 費	0円
		印 刷 費	852,750円
		広 告 費	257,456円
		文 具 費	110円
		食 糧 費	58,918円
		休 泊 費	0円
		雑 費	2,949円
		今 回 計	1,206,383円
		総 計	1,206,383円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	123,680円
	ポスターの作成	516,450円
	計	640,130円

報告書受理年月日	令和6年11月30日 第1回報告分
----------	-------------------



候補者氏名	小西 彦治	所属党派	無 所 属	期間 令和6年11月1日から 11月5日まで 第1回分
出納責任者氏名	小西 彦治			

収 入		支 出	
主たる寄附	0円	人 件 費	0円
その他の寄附	0円	家 屋 費	0円
その他の収入	2,000,000円	選挙事務所費	0円

今回計	2,000,000円	集合会場費	0円
総計	2,000,000円	通信費	0円
		交通費	0円
		印刷費	1,301,696円
		広告費	550,000円
		文具費	0円
		食糧費	0円
		休泊費	0円
		雑費	0円
		今回計	1,851,696円
		総計	1,851,696円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	123,200円
	ポスターの作成	1,178,496円
	計	1,301,696円

報告書受理年月日	令和6年12月2日 第1回報告分
----------	------------------



候補者氏名	別府建一	所属党派	日本維新の会	期間 令和6年11月1日から 11月28日まで 第1回分
出納責任者氏名	藤野裕美			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	220,000円 (寄附額)	人件費	587,080円
別府けんいち後援 会		100,000円	家屋費	58,386円
沼田義治	一般土木工 事業	20,000円	選挙事務所費	0円
六島大	医師	100,000円	集合会場費	58,386円
その他の寄附	3件	30,000円	通信費	0円
その他の収入		1,043,347円	交通費	11,200円
今回計		1,293,347円	印刷費	590,260円
総計		1,293,347円	広告費	0円
			文具費	0円
			食糧費	54,601円
			休泊費	0円
			雑費	220円
			今回計	1,301,747円
			総計	1,301,747円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	123,680円
	ポスターの作成	374,400円
	計	498,080円

報告書受理年月日	令和6年12月2日 第1回報告分
----------	------------------



候補者氏名	別府建一	所属党派	日本維新の会	期間 令和6年12月10日から 12月11日まで 第2回分
出納責任者氏名	藤野裕美			

収 入		支 出	
主たる寄附	0円	人件費	0円
その他の寄附	0円	家屋費	0円
その他の収入	194,590円	選挙事務所費	0円
今回計	194,590円	集合会場費	0円
前回計	1,293,347円	通信費	0円
総計	1,487,937円	交通費	0円
		印刷費	0円
		広告費	194,315円
		文具費	0円
		食糧費	0円
		休泊費	0円
		雑費	275円
		今回計	194,590円
		前回計	1,301,747円
		総計	1,496,337円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和6年12月16日 第2回報告分
----------	-------------------



候補者氏名	別府建一	所属党派	日本維新の会	期間	令和6年12月25日から 12月25日まで	第3回分
出納責任者氏名	藤野裕美					

収 入		支 出	
主たる寄附	0円	人件費	0円
その他の寄附	0円	家屋費	0円
その他の収入	24,377円	選挙事務所費	0円
今回計	24,377円	集会会場費	0円
前回計	1,487,937円	通信費	24,377円
総計	1,512,314円	交通費	0円
		印刷費	0円
		広告費	0円
		文具費	0円
		食糧費	0円
		休泊費	0円
		雑費	0円
		今回計	24,377円
		前回計	1,496,337円
		総計	1,520,714円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和6年12月25日 第3回報告分
----------	-------------------



候補者氏名	西藤彰子	所属党派	桜の会	期間	令和6年11月8日から 11月17日まで	第1回分
出納責任者氏名	野村剛志					

収 入		支 出	
主たる寄附	0円	人件費	0円
(氏名団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費
脇律子	会社役員	100,000円	選挙事務所費
			集会会場費
その他の寄附	0円	通信費	0円
その他の収入	82,600円	交通費	0円
今回計	182,600円	印刷費	1,321,180円
総計	182,600円	広告費	33,000円
		文具費	0円

食糧費	72,008円
休泊費	0円
雑費	0円
今回計	1,426,188円
総計	1,426,188円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	123,680円
	ポスターの作成	1,047,900円
	計	1,171,580円

報告書受理年月日	令和6年11月26日 第1回報告分
----------	-------------------



候補者氏名	弘川 欣 絵	所属党派	立憲民主党	期間 令和6年11月5日から 11月25日まで 第1回分
出納責任者氏名	永 江 一 之			

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		70,000円
立憲民主党兵庫県 総支部連合会		1,720,000円	家屋費		93,400円
立憲民主党兵庫県 第8区総支部		1,500,000円	選挙事務所費		93,400円
今 西 正 行	無職	100,000円	集合会場費		0円
森 保	無職	60,000円	通信費		54,535円
その他の寄附	2件	10,000円	交通費		74,210円
その他の収入		0円	印刷費		1,538,504円
今回計		1,730,000円	広告費		1,115,235円
総計		1,730,000円	文具費		0円
			食糧費		59,698円
			休泊費		0円
			雑費		7,342円
			今回計		3,012,924円
			総計		3,012,924円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	123,200円
	ポスターの作成	1,165,824円
	計	1,289,024円

報告書受理年月日	令和6年11月29日 第1回報告分
----------	-------------------



候補者氏名	大谷 勘 介	所属党派	自由民主党	期間	令和6年10月31日から 11月25日まで	第1回分
出納責任者氏名	大谷 ミチ子					

収 入			支 出	
主たる寄附		550,000円	人 件 費	540,000円
(氏名団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	118,080円
濱 田 寿美子	無職	30,000円	選挙事務所費	0円
藤 井 輝 男	不動産業	50,000円	集合会場費	118,080円
小 畑 充 生	自営業	30,000円	通 信 費	0円
泉 原 保 二	自営業	200,000円	交 通 費	57,640円
六 島 大	医師	100,000円	印 刷 費	994,440円
石 本 一 也	自営業	50,000円	広 告 費	323,400円
梅 崎 文 彦	自営業	30,000円	文 具 費	37,910円
武 本 正 照	自営業	30,000円	食 糧 費	148,785円
高 山 照 幸	自営業	30,000円	休 泊 費	0円
			雑 費	0円
その他の寄附	1件	10,000円	今 回 計	2,220,255円
その他の収入		2,400,000円	総 計	2,220,255円
今 回 計		2,960,000円		
総 計		2,960,000円		

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	123,680円
	ポスターの作成	443,520円
	計	567,200円

報告書受理年月日	令和6年11月26日 第1回報告分
----------	-------------------



候補者氏名	大谷 勘 介	所属党派	自由民主党	期間	令和6年11月26日から 12月2日まで	第2回分
出納責任者氏名	大谷 ミチ子					

収 入			支 出	
主たる寄附		0円	人 件 費	98,000円
その他の寄附		0円	家 屋 費	224,256円
その他の収入		0円	選挙事務所費	224,256円
今 回 計		0円	集合会場費	0円
前 回 計		2,960,000円	通 信 費	0円
総 計		2,960,000円	交 通 費	0円
			印 刷 費	0円
			広 告 費	88,000円

文 具 費	0円
食 糧 費	0円
休 泊 費	0円
雑 費	0円
今 回 計	410,256円
前 回 計	2,220,255円
総 計	2,630,511円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和6年12月3日 第2回報告分
----------	------------------



**兵庫県選挙管理委員会告示第32号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により、令和6年11月17日執行の兵庫県議会議員明石市選挙区補欠選挙に係る各候補者の出納責任者から、選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第192条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

令和8年3月17日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田 秀一

- 1 選挙の種類 令和6年11月17日執行 兵庫県議会議員明石市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

9,141,600円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中山 高 志	所属党派	立憲民主党	期間 令和6年11月5日から 11月25日まで 第1回分
出納責任者氏名	多 田 茂 樹			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	1,112,000円 (寄附額)	人 件 費	180,000円
立憲民主党兵庫県 総支部連合会		1,000,000円	家 屋 費	112,000円
橋本けいご後援会		112,000円	選挙事務所費	112,000円
			集合会場費	0円
その他の寄附		0円	通 信 費	0円
その他の収入	1件	200,000円	交 通 費	31,104円
今 回 計		1,312,000円	印 刷 費	0円
総 計		1,312,000円	広 告 費	782,815円
			文 具 費	4,318円
			食 糧 費	84,344円
			休 泊 費	0円

雑費	9,484円
今回計	1,204,065円
総計	1,204,065円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和6年11月27日	第1回報告分
----------	------------	--------



候補者氏名	中山高志	所属党派	立憲民主党	期間 令和6年12月31日から 12月31日まで	第2回分
出納責任者氏名	多田茂樹				

収 入		支 出	
主たる寄附	0円	人件費	0円
その他の寄附	0円	家屋費	0円
その他の収入	0円	選挙事務所費	0円
今回計	0円	集合会場費	0円
前回計	1,312,000円	通信費	0円
総計	1,312,000円	交通費	0円
		印刷費	48,000円
		広告費	0円
		文具費	0円
		食糧費	0円
		休泊費	0円
		雑費	0円
		今回計	48,000円
		前回計	1,204,065円
		総計	1,252,065円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和7年1月7日	第2回報告分
----------	----------	--------



候補者氏名	松本隆弘	所属党派	自由民主党	期間	令和6年10月20日から 11月25日まで	第1回分
出納責任者氏名	高濱仁子					

収入

主たる寄附 (氏名団体名)	(職業)	(寄附額)
伊藤勝之	不動産業	100,000円
自由民主党兵庫県 連合会		1,000,000円
水口育持	自営業	100,000円
山崎雄史	会社役員	50,000円
菊池彰真	僧侶	50,000円
荒井貴美人	会社役員	30,000円
田沼政男	漁業	30,000円
森崎美佐子	無職	90,000円
筒井良己	講師	90,000円
笹井英子	講師	90,000円
藤谷昌司	会社役員	90,000円
吉野宏之	会社役員	40,000円
飯原新子	会社員	40,000円
結城美佐子	無職	40,000円
米澤千秋	無職	30,000円
その他の寄附	17件	170,000円
その他の収入		3,000,000円
今回計		5,040,000円
総計		5,040,000円

支出

人件費	565,350円
家屋費	363,142円
選挙事務所費	354,342円
集会会場費	8,800円
通信費	62,254円
交通費	3,570円
印刷費	1,012,500円
広告費	131,130円
文具費	12,857円
食糧費	287,090円
休泊費	0円
雑費	108,928円
今回計	2,546,821円
総計	2,546,821円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	120,000円
	ポスターの作成	892,500円
	計	1,012,500円

報告書受理年月日	令和6年11月27日	第1回報告分
----------	------------	--------



候補者氏名	松本隆弘	所属党派	自由民主党	期間	令和6年12月10日から 12月13日まで	第2回分
出納責任者氏名	高濱仁子					

収入

主たる寄附	320,000円
-------	----------

支出

人件費	1,100,000円
-----	------------

(氏名団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	118,844円
由井元子	事務員	50,000円	選挙事務所費	118,844円
池田詩音	学生	91,500円	集会会場費	0円
中村樹実	学生	67,500円	通信費	70,658円
武上咲那	学生	55,500円	交通費	0円
矢野鈴奈	学生	55,500円	印刷費	0円
			広告費	495,000円
その他の寄附		0円	文具費	0円
その他の収入		0円	食糧費	0円
今回計		320,000円	休泊費	0円
前回計		5,040,000円	雑費	0円
総計		5,360,000円	今回計	1,784,502円
			前回計	2,546,821円
			総計	4,331,323円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和6年12月16日 第2回報告分
----------	-------------------



候補者氏名	伊藤和貴	所属党派	日本共産党	期間 令和6年11月1日から 11月17日まで 第1回分
出納責任者氏名	石川敏雄			

収入			支出	
主たる寄附		487,705円	人件費	0円
(氏名団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	33,300円
日本共産党東播地区委員会		487,705円	選挙事務所費	29,500円
			集会会場費	3,800円
その他の寄附		0円	通信費	27,000円
その他の収入		0円	交通費	0円
今回計		487,705円	印刷費	772,020円
総計		487,705円	広告費	141,195円
			文具費	2,000円
			食糧費	40,882円
			休泊費	0円
			雑費	14,432円
			今回計	1,030,829円
			総計	1,030,829円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	123,680円
	ポスターの作成	419,440円
	計	543,120円

報告書受理年月日	令和6年11月29日 第1回報告分
----------	-------------------

教育委員会規則

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

兵庫県教育委員会  
教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第4号

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立 豊岡高等学校の部全日制の款中

「

	普通科
	STEAM探究科
	理数科

」

を

「

	普通科
	STEAM探究科

」

に改め、同表備考2の表国際文化系コースの款中

「

兵庫県立 明石城西高等学校
兵庫県立 姫路飾西高等学校

」

を

「

兵庫県立 明石城西高等学校
---------------

」

に改め、同表自然科学系コースの款中

「

兵庫県立 川西緑台高等学校
兵庫県立 柏原高等学校
兵庫県立 篠山鳳鳴高等学校
兵庫県立 姫路飾西高等学校

」

を

「

兵庫県立 川西緑台高等学校
---------------

」

に、

「

兵庫県立 福崎高等学校
兵庫県立 八鹿高等学校

」

を

「

兵庫県立 福崎高等学校
-------------

」

に改め、同表総合人間系コースの款中

「

兵庫県立 御影高等学校
兵庫県立 尼崎高等学校

」

を

「

兵庫県立 尼崎高等学校
-------------

」

に改める。  
 (兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部第5の項中

「同 村岡  
 同 浜坂」

を  
 「同 村岡」

に改め、同部全県の項中

「同 千種」

を  
 「同 千種  
 同 浜坂」

に改め、同部の備考中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

- 4 兵庫県立浜坂高等学校の連携型入学者選抜に係る者の所属区域は、新温泉町立浜坂中学校及び新温泉町立夢が丘中学校の通学区域とする。

別表第1の1の2の部第3の項中

「同 加古川北」

を

「同 加古川北

同 北条 」

に改め、同表9の部中

「

同 龍野	総合自然科学
同 豊岡	理数

」

を

「

同 龍野	総合自然科学
------	--------

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に高等学校に在学中の者の所属区域については、第2条の規定による改正後の兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。



兵庫県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

兵庫県教育委員会

教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第5号

兵庫県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和7年兵庫県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「こと」を「こと。」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「こと」を「こと。」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「こと」を「こと。」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第1号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財として次のものを指定する。

令和8年3月17日

兵庫県教育委員会

教育長 藤原俊平

種別	文化財の名称	数量	所在地	所有者	
重要有形文化財	建造物	神積寺本堂	1棟	神崎郡福崎町東田原1891	宗教法人神積寺
	歴史資料	月菴宗光関係資料 一、絹本著色月菴宗光像 一、九条袈裟 月菴宗光所用 附 持鉢一具	1幅 1肩	神戸市須磨区禅昌寺2丁目 5番1号	宗教法人禅昌寺



**兵庫県教育委員会告示第2号**

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第31条第1項の規定により、兵庫県指定史跡名勝天然記念物として次のものを指定する。

令和8年3月17日

兵庫県教育委員会  
教育長 藤原俊平

種別	文化財の名称	数量	所在地	所有者 (管理者)
史跡名勝天然記念物	天然記念物 千町岩塊流	63,714 m <sup>2</sup>	宍粟市一宮町千町、 字大谷509番地19の一部、 字奥田谷468番地4の一部	宍粟市 梶間孝樹 (宍粟市)

**公安委員会規則**

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

兵庫県公安委員会  
委員長 津田隆雄

**兵庫県公安委員会規則第3の1号**

**兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則**

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（総務部の組織）

第2条 総務部に、次の7課を置く。

- 総務課
- 県民広報課
- 会計課

施設課  
 装備課  
 情報管理課  
 留置管理課

第5条第1号中「関すること」の右に「(施設課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第4号中「警察用財産及び」を削り、同条第7号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(施設課)

第5条の2 施設課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算、決算及び会計に関すること。
- (2) 警察用財産(物品を除く。)の管理及び処分に関すること。
- (3) 警察施設の管理及び営繕に関すること。
- (4) 警察本部の庁舎管理に関すること。

第27条第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号)の運用に関すること。

第34条第1号中「企画」の右に「及び指導」を加える。

第41条第1号中「企画」の右に「及び指導」を加える。

第43条の2第4号を削り、同条第3号中「阪神・淡路大震災その他の」及び「(以下「復興対策」という。)」を削り、「総合調整」の右に「及び関係機関との連絡」を加え、同条第5号を第4号とする。

第46条の4第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) サイバー関係事案に係る適正捜査の指導に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

正 誤

○令和8年2月24日付け(兵庫県公報第696号)

兵庫県告示第122号(瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
11	下から12	兵庫県環境部水大気課及び加古川市環境部環境政策課	兵庫県環境部水大気課及び加古川市環境部環境保全課



○令和7年3月25日付け(兵庫県公報第5号外)

兵庫県人事委員会規則第2号(職員等の旅費に関する規則等の一部を改正する規則)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
3	下から18	いずれかに該当する場合	いずれかに該当する場合(人事行政の運営上、任命権者が特に必要と認める場合に限る。)
35	上から5	いずれかに該当する場合	いずれかに該当する場合(人事行政の運営上、任命権者が特に必要と認める場合に限る。)